

(別紙 3)

講師の基準等について

1 講師は、その科目を教えるのにふさわしい実務経験等を有する者が担当することとし、各研修課程ごとに次に定める要件及び別紙 2 の講師要件（実務経験等）を満たさなければなりません。

2 考え方や内容の偏りを防ぐため、同一講師が担当する科目は、原則として 4 科目までとします。ただし、同行援護一般課程については、5 科目までとして差し支えないものとします。

また、同一機関（教育機関を除く）の職員が担当する科目数は研修課程ごとに原則として総科目数の 2 分の 1 以下としなければなりません。

3 講義を行うにあたって必要な実務経験は 3 年以上とします。ただし、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等については 1 年以上とします。

4 演習、実習については、原則として受講生 20 人に 1 人の講師が担当してください。また、20 人を超えた際には、別紙 1 の講師要件を満たす者を助手として担当させても差し支えないものとします。

交通機関利用時の演習（実習として行うときを含む）については、安全性を確保するために 5 人を超えるごとに 1 名の助手をつけることとしてください。

なお、この場合、助手については、担当科目数にカウントしないものとします。

助手についても、職歴等を講師履歴一覧表（第 3 号様式）に記載してください。